

# 『花園天皇日記（花園院宸記）』正和二年六月記

——訓読と注釈——

花園天皇日記研究会編

## 例言

一、本稿は、花園天皇（永仁五年（一二九七）～貞和四年・正平三年（一三三八）。以下、花園と略す）の日記である『花園天皇日記（花園院宸記）』正和二年（一三三三）六月一日条から二十九日条の本文について、訓読・注釈を加えたものである。

一、日記本文の形式は、以下の通りである。

- ア 宮内庁書陵部編『花園院宸記 卷六』（思文閣出版、一九九四年）の自筆本コロタイプ複製（便利堂製造）を底本とした。なお、翻印にあたっては、村田正志校訂『史料纂集 花園天皇宸記 一』（続群書類従完成会、一九八二年）およびコロタイプ複製の付録釈文を参照した。
- イ 字体は、原則として常用漢字を用いた。
- ウ 私意を以て句点（。）・読点（、）・並列点（・）・返り点を付し、くりかえし記号は「々」「く」を以て示した。
- エ 欠損のある文字は、その字数を計って□記号で示した。塗抹による判読不能の文字は、■記号を以て示し、抹

消された文字は、左傍に×記号を付した。また文字の上に重ねて別の文字を書いた箇所は、後に書かれた文字の右傍に傍点を付し、訂正前の文字を左傍の「—」記号の中に×を冠して注した。

カ 原本において、挿入記号を以て文字を補った部分や、文脈上本文に挿入すべき傍書は、すべて本文に入れ込んだ。

キ 頭書および裏書は、その位置にもっとも近い本文の文字に＊記号（裏書は＊＊記号）を付し、日付ごとに本文の末尾に移した。

ク 底本とする自筆本は、正和二年具注暦（上下二巻、間明き三行）に記入したものであるが、本稿では日記の本文を具注暦より分かち、便宜上本文には「一日、庚申」のように、日とその干支を加えた。

ケ 文字に関わる注は「—」記号、参考・説明にわたる注は（—）記号を以て示した。

コ 一部の人名に付した注は、新訂増補国史大系『公卿補任』を参照し、便宜上、後世の家名を記したものがあ

サ 記事を検出しやすくするため、目付については、ゴシツク体を使用した。

一、訓読は、本文の抹消・訂正等を反映させた上で、本文に付した返り点に添って行い、内容に忠じて改行した。また、村田正志『和訳 花園天皇宸記 一』（続群書類従完成会、一九九八年）を参照した。なお（用言連体形十之十体言）の句形については、小林芳規「花を見るの記」の言い方の成立追考」（『文学論藻』一四、一九五九年）に代表される国語学の研究に従い、「之」字を不読とする。

一、注釈には、『古事類苑』、和田英松註解・所功校訂『新訂建武年中行事註解』（講談社学術文庫、一九八九年。初刊一九三〇年）を始めとして、『朝日 日本歴史人物事典』、『岩波仏教辞典』、『角川古語大辞典』、『鎌倉・室町人名事典』、『国史大辞典』、『国書人名辞典』、『古語大鑑』、『大漢和辞典』、『日本国語大辞典 第二版』、『日本史大事典』、『日本仏教人名辞典』、『平安時代史事典』、『有識故実大辞典』、『例文仏教語大辞典』などを参照したが、一々の記載は省略した。また、藤井讓治・吉岡眞之監修・解説『天皇皇族実録』（ゆまに書房）の各巻を示す際は、『〇〇天皇実録』のように略する。なお、引用史料中の改行は、ノ記号を以て示した。

一、注釈に示した史料は、以下のものに拠った（五十音順。他に参照した写本・刊本などの情報も適宜付記した）。一部  
の叢書（史料纂集・新潮日本古典集成・新訂増補国史大系  
・新訂増補故実叢書・神道大系・新日本古典文学大系・新編国歌大観・増補史料大成・増補統史料大成・統神道大系

・大日本古記録・図書寮叢刊・日本古典文学大系）に収められた史料や漢籍・仏書については、原則として記載を省略した。なお、和歌の歌番号は新編国歌大観による。

- ・『医談抄』↓伝承文学資料集成二二一
- ・『院司補任』↓宮内庁書陵部編『皇室制度史料 太上天皇二』（吉川弘文館、一九七九年、二四二―二五〇頁）
- ・『円覚寺文書』↓神奈川県史資料編二 古代・中世（一）二二―二六四。『鎌倉市史』史料編二―六九も参照。
- ・『延慶両卿訴陳状』↓歌謡歌学集成一〇
- ・『園太曆』↓岩橋小弥太・斎木一馬校訂『園太曆』全四卷（続群書類従完成会、一九七〇年〜一九七一年。初版一九三六年〜一九四〇年）
- ・『下学集』↓亀井孝校訂『元和本 下学集』（岩波文庫、一九四四年）。古辞書叢刊二も参照。
- ・『学道之御記』↓宮内庁書陵部編『花園天皇宸翰集 誠太子書・学道之御記・御処分状』（吉川弘文館、一九七七年）
- ・『春日権現験記絵』↓神戸説話研究会編『春日権現験記 絵 注解』（和泉書院、二〇〇五年）
- ・『春日大社文書』↓永島福太郎編集校訂『春日大社文書』二―四五八（吉川弘文館、一九八一年）
- ・『春日若宮神主祐春記』↓国立公文書館所蔵内閣文庫本（函号）一四二―一三三四
- ・『金沢文庫古文書』↓『神奈川県史資料編二 古代・中世（二）』二八―三二。『鎌倉遺文』三九―三〇八九四、永井晋・角田朋彦・野村朋弘編『金沢北条氏編年資料集』

- ・『八木書店、二〇一三年』九〇四も参照。
- ・『京都御所東山御文庫記録』甲二〇八↓森茂暁「延慶法」の紹介（同『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年。初出一九八七年）。原本は、「御評定事書御写」（京都御所東山御文庫所蔵、〔勅封番号〕二二〇一一一）。
- ・『禁秘抄』↓群書類従雑部。尊経閣善本影印集成も参照。
- ・『九条家文書』↓『鎌倉遺文』一〇一七二五〇。『凶書寮叢刊 九条家文書』一一五（一）も参照。
- ・『建武年中行事』↓和田英松註解・所功校訂『新訂建武年中行事註解』（前掲）
- ・『広義門院御産御祈記別記（隆有卿記）』↓『青蓮院吉水藏聖教』第八七函二三（東京大学史料編纂所架蔵マイクロフィルム、〔請求記号〕Hdup.M-68）。『京都御所東山御文庫記録』甲一三八（東京大学史料編纂所謄写本、〔請求記号〕二〇〇一―一三〇）、宮内庁書陵部編『皇室制度史料 儀制 誕生二』（吉川弘文館、二〇〇五年、六三〜六五、九二〜九三頁）も参照。
- ・『興福寺三綱補任』↓続群書類従補任部
- ・『興福寺寺務次第』↓続群書類従補任部
- ・『興福寺別当次第』↓大日本仏教全書 一二四 興福寺叢書二
- ・『興福寺略年代記』↓続群書類従雑部
- ・『佐伯藤之助氏所蔵文書』↓『神奈川県史 資料編一 古代・中世（二）』二六八九。『鎌倉遺文』四〇―三〇四九七も参照。

- ・『作庭記』↓萩原義男『日本庭園学の源流『作庭記』における日本語研究―影印対照翻刻・現代語訳・語の注解―』（勉誠出版、二〇一一年）
- ・『三会定一記』↓大日本仏教全書 一二三 興福寺叢書一
- ・『職事補任』↓群書類従補任部
- ・『宸筆御八講記』↓群書類従釈家部
- ・『夕拝備急至要抄』↓群書類従公事部。京都大学附属図書館所蔵菊亭文庫本（〔請求記号〕菊／セ／七）も参照。
- ・『仙洞最勝講并番論義問答記』↓平岡定海『東大寺宗性上人の研究並史料』下（日本学術振興会、一九六〇年）
- ・『大嘗会御禊行幸記』↓宮内庁書陵部所蔵（〔函号〕四一五―三〇七）
- ・『代々宸筆八講願文等記』↓平岡定海『東大寺宗性上人の研究並史料』下（前掲）
- ・『為氏卿記』↓冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 六一 古記録集』（朝日新聞社、一九九九年）
- ・『恒明親王立坊事書案 徳治二年』↓宮内庁書陵部所蔵伏見宮本（〔函号〕伏―七三〇）。森茂暁「皇統の対立と幕府の対応―『恒明親王立坊事書案 徳治二年』をめぐって―」（同『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年。初出一九八七年）も参照。
- ・『天龍寺造宮記』↓鹿王院文書研究会編『鹿王院文書の研究』（思文閣出版、二〇〇〇年）第一部三七
- ・『桃華藥葉』↓群書類従雑部
- ・『東寺百合文書』ろ函二↓『大日本古文书 東寺文書』一―ろ函二、『鎌倉遺文』二〇―一五〇五三。京都府立総

合資料館ホームページ「東寺百合文書 WEB」

[<http://yakugo.kyoto.jp/>、二〇一五年十二月二十八日アクセス]も参照。

・『日葡辞書』↓土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)

・『任僧綱土代』↓統群書類従補任部

・『伏見院御文類』↓宮内庁書陵部所蔵伏見宮本(二函号)

伏一七五三。宮内庁書陵部編『伏見天皇宸筆御置文』(吉

川弘文館、一九八四年)、『宸翰英華』一七七一、宮内庁

書陵部編『皇室制度史料 太上天皇一』(吉川弘文館、一

九七八年)三八七〜三九三頁、『鎌倉遺文』三二―二四

七六七も参照。

・『伏見上皇御中陰記』↓群書類従雑部

・『文永七年宸筆御八講記』↓統群書類従釈家部

・『別当記』↓鶴叢刊二

・『法勝寺御八講問答記』↓平岡定海『東大寺宗性上人之

研究並史料』下(前掲)

・『本朝月令』↓神道資料叢刊八。尊経閣善本影印集成も

参照。

・『大和東家文書』↓『鎌倉遺文』一七―二二六五六

・『雍州府志』↓新修京都叢書

・『歴代皇紀(皇代曆)』↓改定史籍集覧一八

一、注釈に頻出する典拠の表示には、以下の略号を用いた。勅撰集の書名については略称した。

『花園天皇日記』∥『花園』、『尊卑分脈』(新訂増補国史大系)○卷△頁∥『尊卑』○―△、『公卿補任』∥『公

補』橋本政宣編『公家事典』(吉川弘文館、二〇一〇年)∥『公事』、『建武年中行事』∥『建武』

一、注釈において、次の既発表の注釈に説明を譲るべき内容がある場合は、例えば「正月一日条注釈参照」などと記す。適宜参看されたい。

・花園天皇日記研究会編『花園天皇日記(花園院宸記)』

正和二年正月記―訓読と注釈―』(花園大学国際禅学研

究所論叢)四、二〇〇九年)

・同『花園天皇日記(花園院宸記)』正和二年二月記(一)

(二)―訓読と注釈―』(花園大学国際禅学研究所論叢)

五・六、二〇一〇―二〇一一年)

・同『花園天皇日記(花園院宸記)』正和二年三月記―訓

読と注釈―』(花園大学国際禅学研究所論叢)七、二〇

一二年)

・同『花園天皇日記(花園院宸記)』正和二年四月記―訓

読と注釈―』(花園大学国際禅学研究所論叢)八、二〇

一三年)

・同『花園天皇日記(花園院宸記)』正和二年五月記(一)

(二)―訓読と注釈―』(花園大学国際禅学研究所論叢)

九・一〇、二〇一四―二〇一五年)

一、本稿は、本研究会の輪読の成果を踏まえたものである。研究会の会員は、阿尾あすか、窪田頌、小橋慧子、坂口太郎、田村亨、中村健史、長村祥知、花田卓司、水嶋彩乃、三角健、横澤大典、芳澤元、米澤隼人である(五十音順)。

執筆の担当箇所は以下の通り。本文校訂・訓読の担当は、坂口・中村である。また注釈の担当は、六月一・二日条が

窪田、三日条が中村、四・五日条が阿尾、六・八・十・十二・十五・十七・十八・二十六日条が坂口、七・十三・十四・二十九日条が米澤、九日条が三角・米澤、十一日条が窪田・三角、十六・二十四日条が花田、十九日条が芳澤、二十日条が水嶋、二十一日条が阿尾・芳澤、二十二日条が

阿尾・水嶋、二十三日条が小橋・田村、二十五日条が長村、二十七日条が坂口・田村、二十八日条が小橋・長村である。各担当の原稿を数度の検討会において吟味し、坂口・中村が内容を統合・調整・加筆した。

### 〔六月小建未〕

〔一日、庚申、〕天陰。及<sub>レ</sub>晩時々纒晴。忌火并御贖法如<sub>レ</sub>例。今夜、終夜不<sub>レ</sub>著<sub>レ</sub>寝。短冊詩誦会。今夜、無人無<sub>レ</sub>極。〔三卷〕只公躬朝臣・為基朝臣〔二卷〕・公時許也。予多作詩。為<sub>二</sub>練習一也。〔音原〕  
〔又如例〕

### 【訓読】

天陰る。晩に及び時々纒かに晴る。忌火并びに御贖の法、例の如し。今夜、終夜、寝に著かず。短冊の詩誦会。今夜、無人極まり無し。ただ公躬朝臣・為基朝臣・公時ばかりなり。予、多く詩を作る。練習のためなり。

【注釈】  
**忌火并御贖法** 「忌火」とは、鑽火で発火させた淨い火のこと。いんびひみあが

ここでは「忌火の御膳」の儀式をさす。忌火の御膳とは、特別に鑽られた忌火によつて、内膳司にて調理された御膳を、大床子の御座にて供する儀をいう。最初に酢・塩・酒・醬を土器に入れて供し、次いで御飯を据え、最後に薄鮑・干鯛・鯛・鱈の御菜四種を、この順に折敷に据えて供した。これらはまとめて御台盤一脚で供された〔建武〕（忌火の御膳）。

「御贖法」とは、御贖物によつて穢れを祓う儀式のこと。御贖物とは、禍を身体より移して祓うものこと。神祇官が奉り、典侍が朝餉の間で天皇に進上した。これは土器に紙を貼ったものであり、天皇が指で穴を開けて、その中に息を吹き込んだ〔建武〕（御贖物）。

これらは、例年六月十一日に行われる月次・神今食に先だつての潔斎である。月次・神今食については、六月十一日条

参照。

短冊詩誦会 四月十五日条注釈「内々哥会。短冊也」、四月十八

日条注釈「詩誦会」参照。

無人無極 「参加者が非常に少なかった」の意。

公躬朝臣 三条公躬。このとき正四位下、右中將。二十四歳。

二月十六日条注釈参照。

為基朝臣 二条為基。このとき正四位下、内蔵頭。四月十八日

条注釈「為基」参照。

公時 菅原公時。このとき正五位下、大学頭。三十歳。二月十

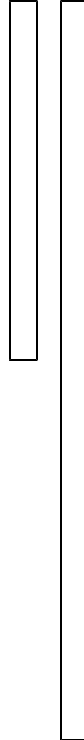
二日条注釈参照。

予多作詩。為練習也 同様の記事は、四月十七日条にも見られ

る。

〔二日、辛酉〕天陰雨降。河水溢之間、人多流死云々。

〔文〕



【訓読】

天陰り雨降る。河水溢るる間、人多く流れ死ぬと云々。

〔三日、壬戌〕今日、物忌。天猶陰雨不<sub>レ</sub>休之間、作<sub>二</sub>絶句詩<sub>一</sub>、祈<sub>二</sub>申内侍所<sub>一</sub>。其趣、仮令代<sub>レ</sub>民可<sub>レ</sub>弃<sub>二</sub>我命<sub>一</sub>之故也。即雨脚休。

又暫雨灑、即晴。夕陽影新。其後、天猶雖陰、雨脚止了。神威新者敷。非<sub>二</sub>詩之珍重<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>心之清潔<sub>一</sub>敷。今日、連句五十韻。

【訓読】

今日、物忌なり。

天なほ陰り雨休まざる間、絶句の詩を作り、内侍所に祈り申す。その趣、仮令民に代りて我が命を弃つべき故なり。すなはち雨

脚休む。また暫くして雨灑ぎ、すなはち晴る。夕陽影新たなり。その後、天なほ陰ると雖も、雨脚止み了んぬ。神威新たなるものか。詩の珍重にあらず、心の清潔に依るか。今日、連句五十韻。

【注釈】

物忌 三月十九日条注釈参照。

絶句 漢詩の一形式。四句から成る近体詩で、平仄ひょうそくの規則を持つ。五言または七言が一般的。六朝末から初唐にかけてその形式が完成し、日本でも奈良時代以降盛行した。なお、神仏に和歌や連歌を捧げて祈願することは、特に中世社会にひろく見られ、この場合の「絶句」も同種の役割を担うと考えられる。奉納和歌・連歌については、岡見正雄「室町（ころ）」

（同『室町文学の世界 面白の花の都や』岩波書店、一九九六年。初出一九四六年）など参照。

内侍所

二月十八日条注釈参照。

仮令

ここでは「だいたい」「おおむね」の意。五月八日条注釈参照。

雨脚

降りそそぐ雨のこと。

夕陽影新

「（雨が止み）はじめて夕陽の光がさした」の意。

〔四日、癸亥、〕天晴。今日聞、京極前（為兼）大納言所勞、無別事云々。昨日火針云々。其後不増云々。付朝家（又慎入）殊為悦者也。雖無

才学、直臣也。又深存忠人也。於哥道者、只一人也。旁以為悦者也。

【訓読】

漢詩文において「影新」「新影」という場合、月齢の低い月の光を指すのが一般的だが、ここでは雨の後にさす夕陽が新鮮な印象を与えることを言う。

神威新者歎 「あらたかな神威によるものであろうか」の意。

「新」は、神仏の靈威のすぐれていることを言う。和語「あらた」には効果、威力の著しいさまをあらわす用法があり、これを「新」と漢字表記したもの。

非詩之珍重、依心之清潔歎 「（雨が止んだのは）詩が優れていたからではなく、私の心が清らかであったためだろうか」

の意。文学としての修辭的な達成よりも、その奥にある心事を重視するのは、『風雅集』真名序・仮名序などにも見られる花園の文学観であり、儒学の影響が大きい。

連句五十韻 正月九日条注釈「連句」、二月十二日条注釈「三十韻」参照。

天晴る。

今日聞く、京極前大納言の所勞、別事無しと云々。昨日、火針すと云々。その後、増さずと云々。朝家に付き殊に為悦たるものなり。才学無しと雖も、直臣なり。また深く忠を存する人なり。哥道においては、ただ一人なり。かたがた以て為悦たるものなり。

【注釈】

京極前大納言 京極為兼。このとき正二位、前権大納言。六十歳。三月九日条注釈「前大納言為兼」参照。

火針 燔針法ともいう。外傷や化膿の治療に用いた医療。火で焼いて熱くした針で、患部を焼くか、直接刺して膿を出した。

『医談抄』上「火針事」では、丹波頼基が仁和寺の御室の腫物を治療したのが初めとされ、中世初め頃に現れた治療法と考えられる。四月十一日条注釈「針立」参照。

付朝家殊為悦者也

「朝家」は、主に朝廷、広くは天皇統治下の社会や国家のことを指す。「為悦」は、喜んで満足することをいう。「悦悦」や「畏悦」とも書く。ここでは、「天下国家のために、ことに喜ばしいことだ」の意か。「朝家」については、黒田俊雄「朝家・皇家・皇室考―奥野博士の御批判にこたえる―」(『黒田俊雄著作集 第一巻 権門体制論』法蔵館、一九九四年。初出一九八二年)参照。

雖無才学、直臣也。又深存忠人也 「才学」は「才覚」とも。

学問、学識。花園の『学道之御記』に見られるように、ここでは漢学、とりわけ儒学の知識の無いことをいうと思われる。「直臣」は、直言する臣下や正直な臣下のことを言うが、ここでは「心より天下国家のことを考えている臣下」ぐらいの意か。

『園太暦』貞和二年(一一三四六)十一月九日条では、『玉

葉集』に序がなかったのは「為兼卿文旨」のためと記している。為兼が漢学の才に乏しいというのは、当時よく知られていたらしい。

正和元年(一一三二)十二月の「伏見上皇処分状」(『伏見院御文類』)では、為兼が後伏見・花園の乳父として「致勤厚」したことから、その知行地に特別な配慮を示すように命じ、為兼を「功臣」としている。『花園』元弘二年(一一三三二)三月二十四日条の為兼死亡の記事においても、為兼が「至忠」の人であったことを記しており、為兼が伏見院第一の寵臣であり、院に対して絶対的な忠誠を貫いていたことは、持明院統内、少なくとも伏見・花園の親子間では一致した見解であったことが知られる。

正和二年前後の為兼は、前年三月に『玉葉集』を撰進、本年初頃には関東へ赴き、五月には伏見院の意を受けて、写経を高野山に奉納するなど、伏見院の信任が益々厚く、持明院統では中心的存在であった。

持明院統には人材が不足しており、伝奏や評定衆ではない為兼が、治天の君との濃密な君臣関係によって政治に介入できる状況にあった。儒学の才は当時の政道に関わる上では必須であり、為兼がそれに乏しかったことも、後の為兼失脚につながる要素となった。

当時の為兼の政治的位置については、小川剛生「歌道家の人々と公家政権―『延慶両卿訴陳』をめぐる―」（兼築信行ほか責任編集『和歌を歴史から詠む』笠間書院、二〇〇二年）、同「京極為兼と公家政権―土佐配流事件を中心に―」（『文学』四一六、二〇〇三年）参照。

於哥道者、只一人也。「一人」は、ここでは「第一人者」の意。

『玉葉集』は正和元年（一二三二）に奏覧されているが、当

時、為兼によって改訂作業が行われていた。『玉葉集』撰者をめぐっては、延慶三年（一二三〇）に二条派の二条為世と為兼の争論（延慶両卿訴陳）があり、ここでの記述も、為世のことが意識されていると思われる。同様の記述は、『花園』元亨四年（一二三四）正月二十五日条にも見られる。

旁以「どちらにしても」「どのみち」の意。

〔五日、甲子、〕天晴。今日聞、為兼卿、纒属減氣云々。更■悦入者也

【訓読】

天晴る。今日聞く、為兼卿、纒かに減氣に属すと云々。

【注釈】

減氣 病気が快方に向かうこと。前日条の「所労」を受ける。

〔六日、乙丑、〕天晴。今夜、和哥会。今日聞、尋頭僧正死去云々。当時興福寺別当也。

【訓読】

天晴る。今夜、和哥会。

今日聞く、尋頭僧正死去すと云々。当時興福寺の別当なり。

【注釈】

**和哥会** 四月十五日条注釈「内々哥会。短冊也」参照。

**尋頭僧正** 宝治二年（一二四八）→正和二年（一三三三）。興

福寺福菌院院主。六十六歳。父は内大臣中院通成。『尊卑』三十一一六。兄弟に通頼・通教・禪助（仁和寺真光院）がいる。また、姉妹に西園寺実兼の室となり、永福門院・昭訓門院・公衡らを産んだ頸子がいる。

文永五年（一二六八）五月六日、後嵯峨上皇が冷泉高倉殿で行った仙洞最勝講の番論義に初めて参仕。『仙洞最勝講并番論義問答記』によれば、当時二十一歳で藤次は七歳であり、弘長二年（一二六二）に出家したことがわかる。

文永六年（一二六九）、維摩会びんがくゑ研学けんがく暨あつ義ぎ（三公会定一記二）。

同七年七月の法勝寺御八講に聴衆として参仕し（『法勝寺御八講問答記』一四）、同年十月に龜山殿で行われた土御門上皇四十回忌の法華十講に聴衆として参仕した（『代々宸筆八講願文等記』下（仙洞）、『文永七年宸筆御八講記』十月九日条、『宸筆御八講記』、『為氏卿記』十月九日条）。また、同一年七月の法勝寺御八講にも聴衆として参仕（『法勝寺御八講問答記』一七）。

弘安六年（一二八三）、維摩会講師（『三公会定一記』二）。

同七年、御齋会講師（『真言院後七日御修法請僧交名并裏書統紙』『東寺百合文書』ろ函二）。永仁五年（一二九七）、薬師寺別当となるか（廻請にもとづく末柄豊氏の推定）。これ以前の建治三年（一二七七）正月二十七日に、師の法雲院実性より薬師寺別院の大唐院・同院領三ヶ所を譲与された（『僧実性所領讓状案』『大和大東家文書』）。

嘉元四年（一三〇六）、興福寺権別当の座をめぐり公寿法

印と相論するが敗れる。徳治三年（一三〇八）七月、興福寺権別当。応長元年（一三一）五月、権僧正を辞退（『任僧綱土代』）。同二年三月、興福寺別当。同年六月、大僧正。以上の経歴は、『興福寺略年代記』、『興福寺別当次第』四、『興福寺寺務次第』、『興福寺三綱補任』なども参照。

信頭の入滅日については、史料によって異同がある。すなわち、『興福寺三綱補任』は応長二年六月十日、『興福寺別当次第』四は応長三年正月十日、『歴代皇紀（皇代曆）』は正和二年五月十一日とし、『花園』本日条からは同年六月六日以前と解釈できる。

一方、春日社の神主であった中臣祐春の日記『春日若宮神主祐春記』同年六月九日条には「寺務上表云々。依所労也」とあり、また続いて六月十日条にも「前寺務僧正他界云々」と見える。これらによれば、信頭は六月九日に所労によって別当を辞し、翌日の十日に入滅したことがわかる。記主の立場からこの記事を信頼すべきであり、『花園』本日条に見える信頭の訃報は、誤聞と考えられる。

なお、信頭は興福寺東北院に入室した甥の覚円（西園寺実兼息）に薬師寺別当職を譲っている（六月廿日「久我長通書（暦応三年）」）。

兼息）に薬師寺別当職を譲っている（六月廿日「久我長通書（暦応三年）」）。この件も含めた信頭と薬師寺の関係については、末柄豊「中世における薬師寺別当職の相承について」（勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政—戦国時代の寺院史料を読む—』山川出版社、二〇〇四年）参照。

**興福寺** 大和国添上郡（現奈良県奈良市登大路町）に所在する

法相宗の寺院。南都七大寺の一つ。藤原氏の氏寺であり、同氏の隆盛とともに次第に勢威を持つに至った。平安時代に入

ると春日社と一体化し、撰閥家と緊密な関係を保ちつつ大和  
一國を支配した。

### 別当

僧官の一つ。大寺院に設置され、一山の寺務を総裁した。  
興福寺別当は、法相宗の僧が就任し、とりわけ薬師寺・長谷  
寺の別当、金峯山の檢校などの経験者が多かった。別当の任  
期は一定せず、鎌倉後期には、頻繁に交替するようになる。  
別当は、法会や堂塔の修理などに関わる料所と別当領からな  
る寺門領を管領するほか、寺内の補任権を握った。

永島福太郎『奈良文化の伝流』（目黒書店、一九五一年、  
四〇～四二頁。初刊一九四四年）、稲葉伸道「興福寺政所系  
列の組織と機能」（同『中世寺院の権力構造』岩波書店、一  
九九七年。初出一九八一年）参照。

信頭の次の別当をめぐっては、『花園』六月十六日条に公  
春・実聡らが有力な候補であったことが見えるが、最終的に、  
七月一日に範憲が補任された（『花園』、『春日若宮神主祐春  
記』同日条）。

〔七日、丙寅〕天晴。炎暑無術之間、大略如疾。公躬朝臣語云、去比或者出申状〔文扶〕云々。此事、不可説事也。是者、先年欲殺養父者也。不可説者云々。

### 〔訓読〕

天晴る。炎暑無術無き間、大略疾の如し。

公躬朝臣語りて云はく、去るころ或る者申状を出だす。その趣、吾才人なり。輔佐すべしと云々。この事、不可説の事なり。これは、先年養父を殺さんと欲する者なり。不可説の者と云々。

### 〔注釈〕

#### 炎暑無術之間、大略如疾

「きびしい暑さがどうしようもなく、あまり体調がすぐれない」の意。花園はこの暑さをしのぐため、藤原俊言に命じて邸内に作泉をもうけた。六月九日条「作泉」参照。

#### 公躬朝臣

三条公躬。二月十六日条・六月一日条注釈参照。

或者 未詳。

#### 申状

下位の者が上位の者に提出する文書。「申文」とも。

#### 輔佐

天皇や上位の者に仕えて力添えすること。補佐。

#### 不可説

規範からかけ離れていること。また、言葉にならない

ほどひどいこと。



〔十日、己巳〕天晴。自六日至今日物忌也。經親卿參。無何雜談之後退出。泉邊納涼之外、無別事。

【訓読】

天晴る。六日より今日に至るまで物忌なり。

經親卿參る。何と無く雜談の後に退出す。

泉の辺に納涼の外、別事無し。

【注釈】

物忌 三月十九日条注釈参照。

經親卿

平經親。弘長二年（一二六二）く？。桓武平氏。このとき正二位、前權中納言。五十二歳。『尊卑』四一八。『公補』永仁元く文保元（『公事』八二二頁）。父は時繼、母は高階經雅の女。同母兄に忠世がいる。

父の時繼は後深草上皇の側近であり、伝奏・評定衆をつとめ權大納言に昇った。時繼の嫡子は忠世であったが、時繼はむしろ弟の經親を重んじたようであり、『公衡公記』弘安十一年（一二八八）正月五日条は、經親について「當時執權卿之愛子」と記す。

後深草院政が始まってまもなくの弘安十一年正月、從四位下となる（当時、左衛門權佐）。前年に五位藏人の補任をめぐって日野俊光に敗れたことが理由で籠居し、これを宥めるため後深草が經親の所望を聞き入れた人事であったが、「名字之輩並肩之族數十人」を超越したこと、また四位の檢非違使は稀であったことから「凡最初之善政歟」と皮肉られ（前掲『公衡公記』、「驚耳目者也」との時評をこうむった（『勸仲記』正月五日条）。

その後、弁官・藏人頭を経て、正応六年（一二九三）正月、參議。同年六月、伏見天皇が開設した記録所庭中では六番の上卿を担当し、雜評定では三番の公卿に列した（『勸仲記』六月一日条）。永仁六年（一二九八）に始まった伏見院政では、伝奏をつとめる。正安二年（一三〇〇）四月、權中納言となるが、同年十一月に辞官。徳治二年（一三〇七）二月、關東に下向し、三月末に帰京した（『公補』）。このころ次期東宮の座をめぐって、大覚寺統の後宇多上皇と昭訓門院（龜山法皇妃）が対立し、両者の使者が相次いで幕府に派遣されていることから、經親は昭訓門院と同盟関係を結んでいた持明院統の使者として、政治工作を行ったと考えられる。經親が作成した『恒明親王立坊事書案 徳治二年』は、この頃の政治状況を伝える絶好の史料である。

徳治三年（一三〇八）八月、花園の踐祚によって伏見が再び院政を行うと、經親もまた評定衆・伝奏としてこれを支え、翌延慶二年（一三〇九）三月八日の「延慶法」を制定する院評定に参画している（『京都御所東山御文庫記録』甲二〇八）。同二年正月、正二位。正和二年（一三一二）九月、權大納言

となるが、まもなく辞退。文保元年（一三一七）九月三日、伏見が没すると、五日に深草において出家し（法名は浄空）、伏見の遺骨を首にかけて後深草上皇の法華堂に納めた（『伏見上皇御中陰記』。没年は未詳であり、『花園』元亨二年（一三二二）五月三十日条が最後の所見である。

経親は父の時継と同じく、持明院統を支えた中心的な近臣であった。伏見の信頼は厚く、その執権をつとめている（『伏見上皇御中陰記』、『院司補任』。また、嘉元二年（一三〇四）七月に後深草が死去した際、その山作所（陵墓である法華堂を造営する臨時の官司）は、生前の遺誡によって深草にあった経親の山荘の傍らの山があてられ、後深草の遺骨はしばらくの間、経親の管領する安樂行院に安置されたという（『後深草院崩御記（公衡公記）』七月十七日条。花園とも親密であり、本日条のように、しばしば参内し談話に及んでいる。京極派歌人の一人でもあり、『玉葉集』に五首、『風雅集』に一首入集する。乾元二年（一三〇三）閏四月ごろ、京極為兼の帰京を祝って行われたとされる「為兼卿家歌合」に出席し、同年閏四月の「仙洞五十番歌合」や五月の「仙洞歌合」にもその名が見える。為兼が主催した正和四年（一三一五）四月の春日社における詠法華経和歌に出詠（『公衡公記』四

月二十四日条所引「覚円僧正法送記」）。日記に『経親卿記』（七佚）があり、延慶二年（一三〇九）に行われた花園の大嘗会御禊行幸に関する記事が『大嘗会御禊行幸記』に収められる。

なお、『公補』には経親の年齢について混乱が見られ、乾元元年（一三〇二）条では「四十一」、嘉元元年（一三〇三）条では「四十四」とする。『職事補任』（伏見院）の藏人頭の項目には、正応五年（一二九二）の経親の年齢を「卅一」とすることから、ここでは弘長二年（一二六二）生れとした。

経親の政治的位置については、森茂暁「皇統の対立と幕府の対応——恒明親王立坊事書案 徳治二年」をめぐって——（同『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年。初出一九八七年）、本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』（東京大学出版会、一九九五年、二五三頁）、また京極派歌人としての側面については、佐々木孝浩「中世歌合諸本の研究（三）——乾元二年為兼卿家歌合について・附校本——」（『斯道文庫論集』三四、一九九九年、三九六〜四〇〇頁）に詳しい。

**雑談** とりとめのない話。世間話。雑話。

**泉辺納涼之外、無別事** 「（前日に作った）泉の辺りで納涼するほか、何もしなかった」の意。

〔十一日、庚午、〕天晴。月次・神今食如例。上卿具親卿、参議雅康卿、内侍侍従、内侍源仲子。儀如例云々。明日可レ参賢所之間、今日洗髪潔斎。凡自二日雖レ為神事、自昨日殊潔斎也。

【訓読】

天晴る。月次・神今食、例の如し。上卿具親卿、参議雅康卿、明日、賢所に参るべき間、今日髪を洗ひて潔斎す。

およそ一日より神事たりと雖も、昨日より殊に潔斎なり。

【注釈】

月次・神今食

「月次（祭）」は、祈年のために月ごとたてまつる祭幣を、諸社に奉幣して国家の静謐や天皇の身体護持を祈る祭のこと。

「神今食」は、月次祭の夜に天照大神を中和院内の神嘉殿へと請じ、天皇が直々に忌火を用いて調理した御膳を供する祭のこと。祭の次第は新嘗祭と似ているが、新嘗祭では新穀を用いるのに対し、月次・神今食では旧穀を用いた。

この二つの祭りは、もとは別の行事だが一緒に行われるようになった。祭日は、六月十一日・十二月十一日の二回である。起源は諸説あり不明であるが、元正天皇のころには既に行われていた（『本朝月令』（六月十一日 神今食祭事）所引『高橋氏文』）。また中世に入ると中和院への行幸はなくなり、神祇官にて行われた。

六月一日には、この月次・神今食に先立って花園は潔斎し、忌火と御贖物が行われている。同日条注釈「忌火并御贖法」参照。

式次第の詳細については、『北山抄』二（六月十一日月次祭事・神今食事）、『江次第』七（月次祭・中和院神今食御装束）、『建武』（月次の祭・神今食）参照。

上卿

神今食の上卿は、占いにあつた人を外記に訪ねて催し

内侍侍従、内侍源仲子。儀、例の如しと云々。

た『建武』（月次の祭・神今食）、『夕拝備急至要抄』上（六月 神今食）。

具親卿

堀川具親。永仁二年（一二九四）く？。村上源氏。このとき従二位、権中納言。二十歳。『尊卑』三一五〇二。『公補』延慶元々（一三〇三）、具俊の早世により祖父具守の養子となる。

永仁六年（一二九八）正月、従五位下（永福門院御給）。嘉元四年（一三〇六）六月、左中将。延慶元年（一三〇八）十一月、従三位（伏見院御給）。同三年十二月、養父具守の辞職により、権中納言。同四年正月、左衛門督、檢非違使別当。文保二年（一三一八）三月、春宮権大夫を兼ねる（春宮は邦良親王）。同三年十月、中納言。元亨三年（一三二三）十一月、権大納言。元徳二年（一三三〇）十一月、大納言。曆応二年（一三三九）十二月、内大臣。同三年七月、息の具雅が早世したために、職を辞して出家。

『増鏡』一三（秋のみ山）によると、後醍醐天皇の寵愛する大納言典侍（北畠師重の女、親房の姉妹）を奪い取つたために勅勘を被り、岩倉にある山荘へ蟄居させられたという（なお、具親が岩倉に山荘を有したことは、『花園』元亨三年十

月二十一日条に見える)。『公補』文保二年条に「八月八日、解官宣下也依女事也」とあり、翌三年条に「（西暦）壬七月五日、還任」とあって、関連を推測させる。

『徒然草』二三八段に登場する「堀川大納言」は、具親のことと考えられている（橋純一『正註つれ、草通釈下』瑞穂書院、一九四一年、七一七〜七八頁）。ここで具親は、当時東宮であった尊治親王（のちの後醍醐）に命じられて『論語』（『陽貨』）から「悪紫之奪朱也」の典故を探している。

元弘の乱によって後醍醐が敗北した際には、持明院統の命で具親は三種の神器を六波羅探題南方・北条時益から受け取っている（『花園』元弘元年（一一三三）十月五日条・六日条・六日条別記）。

また天龍寺造立に際しては、予定地である龜山殿が大覚寺統の旧跡であり無双の名所であること、兵乱によって人々が困窮していることを理由に、強硬に反対している（『天龍寺造営記』）。

『花園』では度々儀式へ出仕するほか、花園と漢籍談義や連句会・詩歌会・法会に参加している姿も見られる。

**参議雅康卿** 壬生雅康。このとき、従三位、参議。二十八歳。

〔十二日、辛未、〕天晴。今日、広義門院御幸内経卿一条亭云々。是為御座所也。公卿・殿上人、連軒供奉云々。即新院又御幸。（西暦）院同御幸云々。院者即還御云々。今夜、有御調度御覧・夜之定云々。又今夜参賢所。其儀如例。俊言朝臣取劍。於賢所妻（伏見上皇）

二月七日条注釈参照。

**内侍侍従、内侍源仲子** 「内侍侍従」は未詳。源仲子については、二月十七日条注釈「内侍仲子」参照。

「内侍侍従」については、誤つて「内侍」の語を二度記したのか。仲子が侍従であったことは、『花園』文保元年（一一三三）二月六日条などに見える。

**明日可参賢所之間、今日洗髮潔齋** 「賢所」は、内侍所のこと。

「威所」とも。二月十八日条注釈「内侍所」参照。花園は翌十二日から十四日まで賢所に行幸している。内侍所行幸のためには洗髮潔齋したもの。

**凡自一日雖為神事、自昨日殊潔齋也** 「およそ、（月次・神今食の）神事は（六月）一日より行うものだが、昨日（十日）

からは一層潔齋した」の意。ここでいう「神事」は、月次・神今食に先立つての心身潔齋。月次・神今食においては、一日より天皇が潔齋を行い十二日朝に解齋したが、中和院への行幸がない時は、十日より特に潔齋した（『禁秘抄』上〔神事次第〕）。十二日朝の解齋は、昼御座において天皇が解齋の粥を食するものであった（『禁秘抄』上〔神事次第〕、『建武』（月次の祭・神今食））。

戸前(中御門)、冬定朝臣献<sub>レ</sub>笏。又取<sub>二</sub>草鞋<sub>一</sub>。一役ハ尤頭親可<sub>二</sub>奉仕<sub>一</sub>敷(藤原)。

### 【訓読】

天晴る。今日、広義門院、内経卿の一条亭に御幸すと云々。これ御産所のためなり。公卿・殿上人、軒を連ねて供奉すと云々。すなはち新院、また御幸す。院、同じく御幸すと云々。院は、すなはち還御すと云々。今夜、御調度の御覧・夜の定有りと云々。また今夜賢所に参る。その儀、例の如し。俊言朝臣、剣を取る。賢所の妻戸の前において、冬定朝臣、笏を献ず。また草鞋を取る。一役はもつとも頭親奉仕すべきか。

### 【注釈】

**広義門院** 西園寺寧子。後伏見上皇の女御。花園の准母。二十

二歳。二月十五日条注釈参照。

**内経卿** 一条内経。このとき正二位、権大納言。二十三歳。五月二十三日条注釈参照。

**一条亭** 一条室町第（一条東殿とも）。一条大路北、室町小路末西に所在。敷地は方一町。

もとは一条能保の第宅であり、能保は祖母の一条（待賢門院の女房、上西門院の乳母）より伝領したとされる。能保は女の全子（西園寺公経の正室）に伝え、さらに全子は女の掬子（九条道家の正室）に譲った。掬子は、道家との間にもうけた藻壁門院孀子（後堀河天皇の中宮、四条天皇の母）に一条室町第を譲ったが、孀子は天福元年（一一三三）九月に亡くなった。このため、一条室町第は、孀子の猶子・一条実経（道家の四男）に伝領されることになる。

九条道家は多くの子息の中でも実経を鍾愛しており、寛元三年（一二四五）、実経を一条室町第に住ませるため、前備中守中原行範に修理を行わせた。同年十月二十九日、実経

は一条室町第に移徙した（『平戸記』同日条、『古今著聞集』卷一一「画図」四〇六）。建長二年（一一五〇）十一月、道家は惣処分状をしたためた際、一条室町第を実経に分与した（『九条道家初度惣処分状』、『九条家文書』<sup>1)</sup>）。

実経は「一条殿」と称され、その子孫は五撰家のひとつ一条家として続く。一条室町第は一条家の本邸として、隣接する一条町口第（一条西殿）とともに相伝された。しかし、応仁の乱勃発後の応仁元年（一四六七）九月十八日に焼亡した（『桃華薬葉』「家領并敷地等之事」）。

川上貢「一条殿の考察」同『日本中世住宅の研究』〔新訂〕中央公論美術出版、二〇〇二年。初刊一九六七年）、角田文衛「一条室町第」（同『王朝の残映』東京堂出版、一九九二年。初出一九七四年）参照。

### 御幸内経卿一条亭

広義門院は、夜半に今小路殿より一条室町第に御幸した（奉行は右中弁葉室長隆）。通例では産所への遷御は白昼に行われるが、春日神木が在京しているため、夜陰に行ったという。また、伏見上皇より早く今小路殿を出御

するよう再三催促があったが、御車寄の権中納言堀川具親が遅参したため、遅くなった。出御に際しては、陰陽師の賀茂在彦が身固をつとめたのち、牛車を寄せた。広義門院は、万里小路面の北唐門を出て南行、北小路（現在の今出川通）を西行、室町小路末を南行し、一条室町第の東面の北唐門に入った。

なお、三日前の六月九日、後伏見上皇が、下見のために伏見上皇や中園准后経子（後伏見の生母）とともに、一条室町第に御幸した（奉行は左中将四条隆有）。また、一条室町第を産所として提供した一条内経は、これに先立って花町第（一条実経の女・瑣子〔後二条天皇尚侍、のちの万秋門院〕の里第）に移っている（以上、『広義門院御産御祈記別記（隆有卿記）』六月九日条・十二日条）。

**御産所** 御産をする所。懐妊した后妃は、御産の前に日常の居所と別の場所を産所とし、そこに移ることが慣習となっていた。産所は懐妊した后妃の里方の邸宅が選ばれることが多いが、適当な廷臣の邸宅を用いることもあった。

この頃春日神木が在京していたため、広義門院の産所は常盤井殿（昭訓門院瑛子の御所）と一条室町第の二つが候補に挙がり、神木が帰座したならば、常盤井殿を用いる予定であった。しかし、四月四日の晩に入道仲清朝臣が常盤井殿において頓死し、三十日の穢が出来したため、一条室町第を用いることになった（『広義門院御産御祈記別記（隆有卿記）』同日条）。

御産所への遷御については、宮内庁書陵部編『皇室制度史料儀制誕生』第三章第一節「御産所への退出」（吉川弘

文館、二〇〇五年）参照。

**公卿・殿上人、連軒供奉** 「公卿・殿上人が大勢供奉した」の意。「連軒」は、軒と軒とが重なり合うように、密集している様子のたとえ。古記録では、鎌倉中期以降に散見する表現である。広義門院の御幸には、御車寄の権中納言堀川具親や、頭中将藤原俊言・右中将北畠雅行・左中将四条隆有らの殿上人が従った（『広義門院御産御祈記別記（隆有卿記）』本日条）。  
**新院又御幸** 「新院」は後伏見上皇。花園の兄。二十六歳。二月十五日条注釈参照。

後伏見の御幸は、広義門院より先に行われた（奉行は左中将四条隆有）。後伏見は、申の刻（午後三時～五時）に今小路殿を出御し、持明院殿を経由して、一条室町第に御幸した（『広義門院御産御祈記別記（隆有卿記）』本日条）。

**院同御幸云々** 「院」は伏見上皇。花園の父。四十九歳。二月三日条注釈参照。

伏見は、永福門院・中園准后経子らとともに後伏見の車に同車し、一条室町第に御幸した（『広義門院御産御祈記別記（隆有卿記）』本日条）。

**院者即還御云々** 伏見上皇は、すぐに一条室町第より持明院殿に還御した。『広義門院御産御祈記別記（隆有卿記）』本日条には、「先是院御方還御。々窮屈故云々」と見える。

**御調度御覽** 懐妊した后妃らが、産所において、配偶者の院・天皇から送られた御産の調度類（白木帳・白木几帳・屏風・御座・表筵・押桶など）を見る儀式。すでに四月二十二日、今小路殿において御調度始が行われ、古物が修理された（行事は院司左少弁日野資名）。

この日、御調度は、広義門院が御幸する以前に一条室町第に運ばれた。広義門院は寢殿の南面に渡御し、行事の日野資名が持参した目録を披見したのち、順々に運ばれる御調度を見た。一連の流れは、『広義門院御産御祈記別記(隆有卿記)』本日条に詳しい。

宮内庁書陵部編『皇室制度史料 儀制 誕生二』第三章第一節「御産調度造進と御産雑事定」(前掲) 参照。

**夜之定** 産養(出産ののち、新生児の三日・五日・七日・九日目の夜に行われる祝いの儀式)の事を定める御産雑事定。このときは、三夜定・七夜定が行われたが、五夜定は行われなかった。

産養では、親族や関係者が、産婦の衣服や子供の襦袢、飲食物や器具その他を贈って祝意を表し、賀宴が開かれる。雑事定では、その定文が作成された。『広義門院御産御祈記別記(隆有卿記)』本日条に、このときの定文(二通)が引かれる。

宮内庁書陵部編『皇室制度史料 儀制 誕生二』第三章第一節「御産調度造進と御産雑事定」(前掲) 参照。

**参賢所**「賢所」については、六月十一日条注釈「明日可参賢所之間、……」参照。

花園は、この晩から十四日の晩まで、三箇夜にわたって内侍所に行幸している。内侍所行幸については、二月二十日条注釈「参内侍所。三夜」参照。

**俊言朝臣取剣** 「俊言朝臣」は藤原俊言。正月一日条・六月九

日条注釈参照。

「剣」は昼御座の御剣のこと。正月一日条注釈「候御剣」参照。内侍所行幸などの別殿行幸では、次将が御剣役をつとめる。二月十六日条注釈「取御剣前行」、二月二十日条注釈「俊言朝臣取剣前行」参照。

**賢所妻戸**「妻戸」は、殿舎の出入口に設けた、両開きの板製の扉。内侍所の妻戸は、北面に設けられた。藤田勝也「宮中祭祀施設としての内侍所」(同『日本古代中世住宅史論』中央公論美術出版、二〇〇二年、二〇六頁。初出一九八九年)参照。

**冬定朝臣献笏。又取草鞋** 「冬定朝臣」は中御門冬定。このとき正四位上、右兵衛督・藏人頭。三十二歳。正月一日条注釈参照。

「草鞋」は、天皇の履く上履用の浅沓。内侍所行幸の際、藏人頭が妻戸の前で草鞋を取り、笏を進める。二月二十日条注釈「冬定朝臣取草鞋」「同朝臣献笏」参照。

**顕親** 藤原顕親。このとき正五位下、民部大輔・藏人。三十歳。二月三十日条注釈参照。

**一役ハ尤顕親可奉仕敷** 「藏人頭の中御門冬定が笏を献じ、草鞋を取ったが、そのうちの」一つの役は、(五位藏人の)顕親が奉仕すべきであった」の意。「一役」は、いろいろある中の一つの役目のこと(『日葡辞書』)。二日後の十四日条にも、「草鞋、今夜仍冬定一役也。尤一事者、顕親可召敷」と見える。

〔十三日、壬申、〕天晴。連句三十韻。今夜、内侍所儀、如「去夜」。只今夜草鞋、頭親<sup>レ</sup>献之。為兼卿、以俊言朝臣<sup>有</sup>「申事」。今夜、大原野社若宮遷宮日時定。廿三日云々。上卿親房卿。又有軒廊御下<sup>〔北條〕</sup>。上卿同人。是依<sup>〔文世〕</sup>「八幡社狹事」。又依<sup>〔堂力〕</sup>「藥師寺御仏手割折落事」也。

【訓読】

天晴る。連句三十韻。

今夜、内侍所の儀、去ぬる夜の如し。ただ今夜の草鞋、頭親これを献す。為兼卿、俊言朝臣を以て申す事有り。

今夜、大原野社若宮の遷宮の日時定なり。廿三日と云々。上卿親房卿。

また軒廊御下有り。上卿同人。これ八幡社の狹<sup>〔北條〕</sup>の事に依る。また藥師寺の御仏の御手、割れ折れ落つる事に依るなり。

【注釈】

連句三十韻 正月九日条注釈「連句」、二月十二日条注釈「三十韻」参照。

今夜、内侍所儀、如去夜。只今夜草鞋、頭親献之 「内侍所儀」

は、天皇が内侍所（賢所）に行幸して神鏡を拝する儀礼。二月二十日条注釈「参内侍所。三個夜」、六月十二日条注釈「参賢所」参照。「草鞋」については、二月十六日条注釈、六月

十二日条注釈「冬定朝臣献笏。又取草鞋」参照。

前夜の内侍所行幸では、右中将の藤原俊言が御剣役をつとめ、藏人頭の中御門冬定が花園に笏を進めるとともに、草鞋を献じた。ただし、冬定がつとめた役のうち一つは、五位藏人の藤原頭親がつとめるべきであったと花園は述懐している（『花園』六月十二日条）。それをふまえて、本日の行幸では頭親が草鞋を献じた。

内侍所行幸では藏人頭の一人が草鞋を献じるが、藏人頭が祇候しない場合は、五位藏人が草鞋役をつとめるならわしであった。二月二十日条注釈「冬定朝臣取草鞋」参照。

頭親 藤原頭親。二月三十日条・六月十二日条注釈参照。

為兼卿 京極為兼。三月九日条注釈「前大納言為兼」、六月四日条注釈「京極前大納言」参照。

俊言朝臣 藤原俊言。正月一日条注釈、六月九日条注釈参照。

大原野社若宮遷宮日時定。廿三日云々 「大原野社」は、山城

国乙訓郡（現在京都市西京区大原野南春日町）に所在する藤原氏の氏社。二月七日条注釈「大原野祭」参照。大原野社の若宮は、太力雄命・太玉命の二神を祭る（『雍州府志』三「神社門 乙訓郡」。この遷宮は六月二十三日におこなうことが決定したものの、『花園』同日条では、そのことに言及して

いない。

親房卿 北畠親房。このとき従二位、権中納言。二十一歳。正

月九日条注釈「権中納言親房」参照。

軒廊御下 こんらのみろ 恠異が發生した際、皇居の軒廊においておこなう占

い。三月十一日条注釈参照。

是依八幡社狛事。又依薬師寺御仏御手割折落事也 「八幡社」

は石清水八幡宮寺のこと。「狛」は鼬いばねのことであり、「薬師

寺」は石清水八幡宮寺にある「薬師堂」の誤記であると考え

られる。

五月七日に石清水八幡宮寺の撰社である武内社の社前にお

いて数百疋の鼬の喧嘩が發生し、同十三日に同宮寺薬師堂の

本尊の手が折れる恠異があった〔『花園』五月十七日条〕。

なお、史料纂集では「薬師堂」と翻刻しているが、コロタ

イブ複製の所見にもとづき「薬師寺」と判断した。複製の付

録釈文も「薬師寺」としている。

〔十四日、癸酉、〕天晴。内侍所、如去夜。草鞋、今夜仍冬定一役也。尤一事者、頭親可レ召敷。可為不審也今日、又大納言為兼

卿、以俊言申入事有之。  
又去夜無事

【訓読】

天晴る。内侍所、去ぬる夜の如し。草鞋、今夜すなはち冬定の一役なり。もつとも一事は、頭親召すべきか。

今日、また大納言為兼卿、俊言を以て申し入るる事これ有り。

【注釈】

内侍所、如去夜。草鞋、今夜仍冬定一役也。尤一事者、頭親可

召敷 「内侍所行幸の次第は、昨晚と同様である。草鞋につい

て、今晚は冬定の役目であった。ただし、ひとつは頭親にや

らせるべきではなかったか」の意。「草鞋」については、二

月十六日条注釈、六月十二日条注釈「冬定朝臣献笏。又取草

鞋」参照。

六月十二日の行幸では、冬定が笏と草鞋を献じたものの、

頭親 二月三十日条・六月十二日条注釈参照。

冬定 正月一日条注釈「冬定朝臣」、六月十二日条注釈「冬定

朝臣献笏。又取草鞋」参照。

花園はそのうち一方を五位藏人の頭親にやらせるべきであつ

たと考えた〔『花園』同日条〕。それをふまえて、翌十三日の

行幸では頭親が草鞋を献じた〔『花園』同日条〕。しかし、今

晩の行幸では、ふたたび冬定が草鞋と笏を献じたようである。

大納言為兼卿 三月九日条注釈「前大納言為兼」、六月四日条

俊言 正月一日条注釈・六月九日条注釈「俊言朝臣」参照。

注釈「京極前大納言」参照。

〔十五日、甲戌、〕天晴。自今日物忌也。至廿一日也。

【訓読】

天晴る。今日より物忌なり。廿一日に至るまでなり。

【注釈】

物忌 三月十九日条注釈参照。

〔十六日、乙亥、〕天晴。今夜、関白参雑談。暫退出。当時南都寺務事、沙汰最中云々。於公春僧正者、予自幼少之時志深者也。興福寺

又所レ申一途理運也。然而実聡僧正、御帰坐事（座）、深廻秘計（此評）。争以己代天下一哉。予不レ及レ執申仙洞者也。（伏見上巻）

【訓読】

天晴る。今夜、関白参りて雑談す。暫くして退出す。当時興福寺の寺務の事、沙汰の最中と云々。公春僧正においては、予幼少の時より志深き者なり。また申すところ一途に理運なり。しかれども実聡僧正、御帰坐（座）の事、深く秘計を廻らす。いかでか己れを以て天下に代へんや。予、仙洞に執り申すに及ばざるものなり。

【注釈】

関白 鷹司冬平。このとき従一位。三十九歳。正月十二日条注釈参照。

信頭僧正（信）（六月六日条注釈「尋頭僧正」参照）の後任人事をさす。

当時興福寺寺務事 ここでは、六月十日に死去した興福寺別当

公春僧正 生没年未詳。興福寺僧。『花園』には本日条のみ登

場。本日条によると、花園は幼少時から公春に深く帰依していたらしい。

**一途** 他的ことを省みず、一つの方針または事柄だけに集中して向かってゆくこと。また、そのさま。ひたむきなさま。

**理運** 道理にかなっていること。合理。

**実聡僧正** 建長二年(一二五〇)〜嘉暦三年(一二三二)。興福寺西南院主。このとき権僧正。興福寺権別当。法隆寺別当。六十四歳。『尊卑』一一二九八。父は二条為氏。為世とは同年の生まれで異母兄弟。京極為兼の従兄にあたる。

徳治三年(一一三〇)七月、法隆寺別当。正和二年(一一三三)五月、興福寺権別当乗尋の死去により、権別当に補任された。同四年十二月に別当となり、翌同五年十一月までつとめた。『花園』には本日条のみ登場。以上の経歴については、『別当記』、『興福寺別当次第』四、『興福寺寺務次第』、『興福寺三綱補任』、『興福寺略年代記』を参照。

『公衡公記』正和四年(一一三五)四月十五日条の、覚円僧正(西園寺実兼男)が伏見院主催の最勝講の証義の人選に漏れたことに不満を漏らした記事には、「凡南都僧名、偏実聡僧正属権勢、入道内々計申云々」と、実聡と京極為兼とが提携して人選を行っていたことが記されている。

実聡は和歌にも優れ、『新後撰集』以下の勅撰集に、御子左家から興福寺に入った者としては最多となる七首入集している。京極為兼が正和四年四月に春日社参を行った際、宝前

和歌に『唯識論』が『法華経』とともに経旨歌の歌題となったのは、実聡との関係に基づくときれるなど、政治的にも和歌の面でも為兼とは近しい関係にあった。

実聡と為兼の関係については、岩佐美代子「為兼歌論と唯識説」(同『京極派和歌の研究 改訂増補新装版』笠間書院、二〇〇七年、二〇〜二二頁。初出一九八三年)参照。

**廻秘計** ここでは、「内々に間に立つて事をうまく周旋すること」の意。佐藤喜代治『日本の漢語―その源流と変遷―』(角川書店、一九七九年、三三七〜三三九頁)、堀畑正臣『明月記』に見える「記録語」(その一)―齋木一馬氏の「記録語例解」との比較―(『明月記研究』七、二〇〇一年、一二〇〜一二二頁)参照。

**争以己代天下哉。予不及執申仙洞者也** 「どうして(花園と公春との)個人的な関係をもって、天下の大事(神木帰座)と引きかえにすることができるだろうか。私が(公春が別当になるよう)伏見上皇にとりつく必要はない」の意。結局、このときは公春・実聡ともに興福寺別当に補任されることはなく、前大僧正範憲が四度目の興福寺別当に就任している(『花園』七月一日条、『興福寺別当次第』四、『興福寺寺務次第』、『興福寺三綱補任』)。

**仙洞** 伏見上皇。花園の父。四十九歳。二月三日条注釈「院」、六月十二日条注釈「院同御幸云々」参照。

〔十七日、丙子、〕天晴。無事。

【訓読】

天晴る。無事なり。

〔十八日、丁丑、〕天晴。観音供如<sub>レ</sub>例。

【訓読】

天晴る。観音供、例の如し。

【注釈】

観音供 四月十八日条注釈「二間観音供」参照。

〔十九日、戊寅、〕今日、天晴。於<sub>レ</sub>朕有<sub>二</sub>小雑熱事<sub>一</sub>。召<sub>二</sub>全成朝臣<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>見之<sub>レ</sub>処、他行之由申之間、付<sub>レ</sub>薬。女房所持之薬也。有<sub>レ</sub>験<sub>〔之〕</sub>之由申之間、試付<sub>レ</sub>之。

【訓読】

今日、天晴る。朕に小雑熱の事有り。全成朝臣を召して見せしめんとするところ、他行の由を申す間、薬を付く。女房所持の薬なり。有験の由を申す間、試みに之を付く。

【注釈】

小雑熱 「雑熱」は、腫物・腫瘍・できものこと。四月一日

条注釈「朕有小雑熱。……」参照。四月一日以来、花園には

断続的に小雑熱の症状があらわれている。

全成朝臣 和気全成。このとき典薬医師。二月九日条注釈「和

気全成朝臣」参照。

### 付薬

「薬を付く」とは、膏薬を塗ること。傷口や患部に直接塗る外用薬を「付け薬」ともいった(『日葡辞書』)。腫物・金創・眼病などの外科治療に広く用いられた。

四月一日条に、小雑熱のため気全成を召して薬を付けさせたという記事が見え、五月十八日条では、歯痛による顔面の腫張を訴えていた。ただし、この日は全成が他行中のため、試みに女房の持っていた薬を付けた。この後も、花園は小雑熱や顔面の腫れなどを発症した際に、膏薬を塗布している(『花園』正和三年(一三二四)二月十六日条、同六年正月一日条、文保元年(一三二七)三月九日条ほか)。

なお、雑熱の治療に、付薬を用いることは多かった。『教言卿記』応永十五年(一四〇八)六月二十四日条に「法印来。勸冷麵并一盞。予脈如先々云々。へソノ雑熱事、付薬可賜之由約束キ」、同年七月二日条に「へソノカフレノ付薬、法印賜之。即付之也」とみえる。この他、腰痛を抑える付薬もあ

った(『看聞日記』応永二十三年八月二十一日条)。

中世後期には、蓮根膏薬(『豐旨記』永正十七年(一五二〇)五月十八日条)のような、秘薬とされた膏薬の製法が流布し、『万力膏薬方』という薬種書も貸借されるようになった(『言経卿記』天正十年(一五八二)九月二十七日条)。『多開院日記』永祿八年(一五六五)八月六日条では、ヤニ二十文・油三杯・古酒二杯・煎物五杯・黒焼五杯を練った膏薬が調合されている。膏薬の効能を喧伝する膏薬煉りもあらわれた(狂言「膏薬煉」)。

服部敏良『室町安土桃山時代医学史の研究』第五章第二節「外科学」(吉川弘文館、一九七一年)、新村拓「薬種の流通と薬屋」(同『日本医療社会史の研究―古代中世の民衆生活と医療―』法政大学出版局、一九八五年、一三九・一四一―一四二頁。初出同年)など参照。

### 有驗

ききめのあること。

〔廿日、己卯〕今日、雑熱事怖畏之間、不<sub>レ</sub>沐浴<sub>一</sub>。■■■■■■無用儀只神心不定  
供<sub>レ</sub>魚味<sub>一</sub>之後、不<sub>レ</sub>沐浴<sub>一</sub>之間、念誦并読経等止<sub>レ</sub>之。

### 【訓読】

今日、雑熱の事、怖畏の間、沐浴せず。

魚味を供する後、沐浴せざる間、念誦並びに読経等これを止む。

【注釈】

雑熱怖畏之間、不沐浴 「雑熱の悪化を恐れて沐浴をしな

った」の意。雑熱（腫物）のため沐浴を取りやめたことは、

四月九日条にも見える。「沐浴」は、天皇が毎日早朝に清涼

殿の御湯殿で行う湯浴みを指す。四月九日条注釈参照。

供魚味之後、不沐浴之間、念誦并読経等止之 「魚肉を口に

した後である上に、沐浴もしなかつたので、念誦・読経は行わ

なかつた」の意。花園は毎朝精進・読経・念誦を行っていた

ため、朝食では魚肉をひかえ、念誦・読経が済んだ後、魚を

食べるようにしたり、あるいは晝鐘以降は一切魚を食べない

ようにしていた（『花園』元亨二年（一一三二）八月二十四

日条、同三年十二月十六日条）。沐浴を経ないと毎日拝・二

間念誦を奉仕できないとする認識は、『花園』四月九日条、

六月二十四日条、二十八日条からもうかがえる。四月九日条

注釈「毎日之拜、止之。毎日・二間念誦、同止之」では、雑

熱によつて毎日拜・毎日念誦・二間念誦を止めたと解釈した

が、正しくは沐浴が不可能であつたことによるものである。

「供魚味」は三月七日条注釈、「念誦」は正月一日条注釈

参照。「読経」は『花園』四月九日条に見える、二間におけ

る読経を指すか。

〔廿一日、庚辰〕天晴。午刻許、心神違例。終日病腦之間、毎日拜止之。自西刻許、心神頗平癒。全成朝臣・英成朝臣等参。如円上人

又参。受三五戒。経親卿進年中行事絵。又聞、玄輝門院聊御風氣云々。御老体、雖聊事驚入者也。

【訓読】

天晴る。午の刻ばかり、心神違例。終日病腦の間、毎日の拜、これを止む。西の刻ばかりより、心神すこぶる平癒す。全成朝臣

・英成朝臣等、参る。

如円上人、また参る。五戒を受く。

経親卿、年中行事絵を進らす。

また聞く、玄輝門院、いささか御風氣と云々。御老体、いささかの事と雖も、驚き入るものなり。

【注釈】

午刻 午前十一時〜午後一時。

心神違例 五月二十日条注釈「心神頗違例」参照。

毎日拝 正月一日条注釈参照。

酉刻 午後五時〜七時。

全成朝臣 二月九日条注釈「和気全成朝臣」、六月十九日条注釈参照。

英成朝臣 和気英成。このとき典薬医師。四月十一日条注釈参照。

如円上人 如縁房阿一。西大寺流律僧。このとき河内教興寺長老。二月八日条注釈参照。

五戒 二月八日条注釈参照。

経親卿 平経親。六月十日条注釈参照。

年中行事絵 蓮華王院宝蔵に収蔵された『年中行事絵巻』のどこか。蓮華王院宝蔵については、四月二十日条注釈「宝蔵」

「第十七」参照。

『年中行事絵巻』は、十二世紀後半成立の絵巻物。宮廷儀礼・法会・祭礼・民間風俗など一年の行事を精細に描く。後白河法皇の命で常盤光長を中心とする宮廷絵師集団により四十余巻ないし六十余巻が製作され、鎌倉時代には蓮華王院宝蔵に収められた(『古今著聞集』巻二一〔画図〕三九七)。蓮華王院にあった「宝蔵絵」の多くは、十四世紀後半には仁和寺宝蔵に移されたが、このうち「年中行事絵」は、室町時代には内裏に伝えられた(『看聞日記』永享四年〔一四三二〕九月六日条・八日条)。原本は江戸時代に火災で焼失。現在では数種の模本があり、寛文二年(一六六二)ごろに住吉如慶・具慶が写した十六巻本が、唯一原本を直接模写した優品。なお、宮廷の年中行事を描いた「例の月次の絵」(『源氏物

語』(総合))が醍醐天皇の時代にもあったといわれ、先駆的な図様は以前から存在したらしい。保元年間(一一五六〜五九)以後、朝議復興の機運に乗じて、同様の絵巻が製作された。

鈴木敬三『住吉模本 年中行事絵巻解説』(古典芸術行会、一九五九年)、福山敏男『年中行事絵巻解説と付表』(『福山敏男著作集 五 住宅建築の研究』中央公論美術出版、一九八四年。初出一九六八年)、小松茂美『日本の絵巻 八 年中行事絵巻』(中央公論社、一九八七年)、田島公「中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷―蔵書目録の紹介と収蔵品の行方―」(同編『禁裏・公家文庫研究』二、思文閣出版、二〇〇六年)など参照。

『花園』によれば本年四月二十日、五月三日・三十日に、伏見上皇から蓮華王院宝蔵の絵を賜っており、四月二十一日には、年中行事を題とした詩歌会を行っている(以上、各日条注釈参照)。たびたび絵巻鑑賞への関心を示している花園だが、この「年中行事絵」の閲覧は、単なる絵画趣味だけでなく、朝議への関心に基づく行為ともいえる。花園はこの後も、正月の小朝拝について、「後三条院年中行事」を参照している(『花園』元弘二年〔一三三二〕正月一日条)。

**玄輝門院** 藤原愔子。後深草天皇の妃。花園の祖母。このとき六十八歳。正月十五日条注釈参照。

**御風氣** 「ふうけ」「かざけ」とも。伝染性の病気の総称。漢方で身体に入って諸病をもたらすと考えられた「風」に起因する病。

〔廿二日、辛巳、〕天晴。心神今日無<sub>レ</sub>別事<sub>一</sub>。玄輝門院御事、今日頗平癒<sub>〔癒〕</sub>給<sub>〔癒〕</sub>云々。然而進<sub>レ</sub>書。御返事、御自筆也。令<sub>二</sub>平癒<sub>一</sub>給<sub>二</sub>之由承<sub>一</sub>之間、安堵者也。  
〔×安堵者也〕

【訓読】

天晴る。心神、今日別事無し。

玄輝門院の御事、今日、すこぶる平癒<sub>〔癒〕</sub>し給ふと云々。しかれども書を進らす。御返事、御自筆なり。平癒せしめ給ふ由、承る間、安堵するものなり。

【注釈】

令平癒給之由承之間、安堵者也

〔玄輝門院の〕ご病気がす  
つかり治られた由、承ったので安心した<sub>一</sub>の意。

玄輝門院の御所である衣笠殿には、花園も伏見上皇の月忌  
や方違え、本道上人の説法の聴聞などでよく行っており、花

園と祖母との交流は頻繁であった(『花園』応長元年(一一三  
一一)十二月二十日条、文保三年(一一三一)四月三日条、  
元亨元年(一一三一)九月二十日条など)。

〔廿三日、壬午、〕天晴。今夜、藏人藤原光遠初参云々。

【訓読】

天晴る。今夜、藏人藤原光遠初参すと云々。

【注釈】

藏人藤原光遠

生没年未詳。このとき六位藏人か。『尊卑』二  
一一二八。父は遠業。『尊卑』には「正五下、宮内少甫」と  
見える。

元亨三年(一一三三)に行われた北条貞時十三年忌供養の  
参加者の中に、「御布施取」の諸大夫として「前宮内少輔光  
遠」が見える(「北条貞時十三年忌供養記」(『円覚寺文書』))。

また、將軍久明親王の百ヶ日仏事でも同じく「布施取役人」の諸大夫として名前を連ねている（嘉暦四年（一二三二）正月二十四日「前將軍久明親王百ヶ日仏事布施取人名案」佐伯藤之助氏所藏文書）ほか、「雜掌所」に祇候しており（元應二年）二月七日「崇顕（金沢貞顕）書状」『金沢文庫古文書』、光遠は関東祇候廷臣であつたと考えられる。

『尊卑』には、光遠の子息・光綱も「武家祇候」と記されるが、これも父が関東に祇候していたことによるものか。初参はつまいり 従臣となる者が、初めて主君と対面すること。あるいはその儀式。六位藏人が内裏に初参した際は、天皇の御前に召され吉書を奏する『禁秘抄』上「藏人事」。

〔廿四日、癸未、〕天陰雨降。心神平癒。然而猶醫師等申<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>沐浴<sub>一</sub>。仍毎日拜不<sub>二</sub>奉仕<sub>一</sub>。尤有<sub>レ</sub>恐入者也。今日、別殿行幸也。〔又然〕  
次第如<sub>レ</sub>例。

【訓読】

天陰り雨降る。心神平癒す。しかれどもなほ醫師等沐浴すべからずと申す。よつて毎日の拜、奉仕せず。もつとも恐れ有るものなり。

今日、別殿行幸なり。次第、例の如し。

【注釈】

醫師等 和気全成・英成らのことをさす。六月二十一日条参照。

沐浴 四月九日条注釈参照。

仍毎日拜不奉仕 「毎日拜」については、正月一日条注釈参照。

別殿行幸 正月一日条注釈「幸別殿」、二月十六日条注釈参照。

花園は六月十九日以来、小雑熱（腫物）により体調が思わしくなく、二十日以降、沐浴・毎日拜を行っていないかった。

〔廿五日、甲申、〕天晴。連句廿韻。俊範朝臣以下也。〔又等也〕

【訓読】

天晴る。連句廿韻。俊範朝臣以下なり。

【注釈】

連句廿韻 正月九日条注釈「連句」、二月十二日条注釈「三十韻」参照。

俊範朝臣 藤原俊範。このとき正四位下、刑部卿。『花園』で

は、漢籍講読や詩会、連句の場にたびたび一座している。正月九日条注釈参照。

〔廿六日、乙酉、〕天晴。無事。

【訓読】

天晴る。無事なり。

〔廿七日、丙戌、〕天晴。今日聞、関東飛脚京着云々。神木事云々。可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>帰坐<sup>一</sup>之由、閭巷之説等有<sup>レ</sup>之。真偽雖<sup>レ</sup>難<sup>レ</sup>決、先<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>悦<sup>レ</sup>者<sup>一</sup>也。  
連句廿韻 〔又悦入者也〕

【訓読】

天晴る。今日聞く、関東の飛脚、京着すと云々。神木の事と云々。帰坐<sup>〔座〕</sup>有るべき由、閭巷の説等これ有り。真偽決し難しと雖も、先づ為悦たるものなり。

【注釈】

関東飛脚 鎌倉幕府の使者のこと。幕府からの使者は、史料上さまざまな表記が見えるが、重事と軽事で分かれる。前者の

場合は「関東使者」「関東使」「東使」「使節」など、後者の場合は「関東飛脚」「関東早馬」などと称される。森茂暁「東

使」とその役割」（同『鎌倉時代の朝暮関係』思文閣出版、一九九一年。初出一九八七年）参照。

本日条に見える「飛脚」は、公用の書状や物を届ける急使。騎馬・徒歩いずれの使いをも指す呼称であり、平安時代末ころから用いられた。「飛脚」の語義については、坂本太郎「飛脚より飛脚へ」（『坂本太郎著作集 八 古代の駅と道』吉川文館、一九八九年。初出一九三八年）に詳しい。

約百二十里（四百八十キロ以上）に及ぶ京都・鎌倉間は、早くて三日、最長十数日の日数を要した。日数は事件の軽重によって区々であるが、重大事件の際には、使者は馬を乗り継ぎ、三〜四日で東海道を疾駆した。新城常三「中世の駅制」（『史淵』九四、一九六五年）、同『鎌倉時代の交通』（吉川弘文館、一九六七年）参照。

このときの飛脚は、『春日若宮神主祐春記』六月二十七日条に「神木御事、依御喜、一昨日<sup>廿五日</sup>、三日早打京着」とあることから、三日間で西上したことがわかる。

**京着** 地方からのぼつて京都に到着すること。

**神木事** 正和元年（一二三二）八月二十五日より在京していた春日社の神木のこと。正月七日条注釈参照。

**可有帰坐之由、閭巷之説等有之**（「神木が南都に）帰座するという世間の噂などがある」の意。「閭巷」は、村里、また都鄙の民間をいう語。「説」は、風説や噂のこと。「閭巷の説」で世間の噂、巷説の意味となる。『下学集』卷下（言辭門 第一七）に、「胸臆<sup>ウレヒ</sup>之説<sup>セツ</sup> 謳歌<sup>ウタカ</sup>之説<sup>セツ</sup> 閭巷<sup>リョウカウ</sup>之説<sup>セツ</sup>」<sup>本説書</sup>とあるように、不確かな説を意味する漢語の一つとして用いられた。これらの類義表現については、桑竹民「謳歌」の意味につ

いて（『鎌倉時代語研究』二三、二〇〇〇年）に詳しい。

春日神木の在京は、興福寺と多武峯の確執に起因するものであった。神木が入京した直後の正和元年（一二三二）九月、鎌倉幕府の両使が南都に下向して事態は沈静化の方向に向かい（『花園』九月五日条）、十月から十一月にかけて神木の帰座が取沙汰された（『花園』十月二日・十一月十一日条）。しかし十二月、興福寺の衆徒が春日社の社頭や興福寺の金堂に閉籠したため、神木の帰座は実現を見なかった（『花園』十二月三日条）。このような事態に対して、花園は「驚嘆之外、無他心。是併依朕不徳者歟。可恐々々」と嘆息している（同上）。

正和二年に入ると、神木の帰座に関する史料所見はしばらく途絶えるが、六月二十五日に鎌倉より早馬が到着し、翌二十六日に院宣・長者宣が南都に下された。さらに、二十七日には、六波羅探題の使者が南都に下向したようである（以上、『春日若宮神主祐春記』六月二十七日条）。興福寺は七月末に至っても院宣に対する返事を出さなかったが（『花園』七月二十八日条）、不穏な動きは見えず、八月二日に神木の帰座が決定し（『花園』同日条）、十六日に神木は南都に帰座した（『花園』、『春日若宮神主祐春記』同日条）。『一代要記』正和二年八月十六日条には、「春日神木御帰座。武峯張本可被召出之由、裁許故云々」と見え、多武峯の張本が召し出されたことがわかる。

なお、事件の経過については、黒田智「勝軍地蔵と「日輪御影」（同『中世肖像の文化史』ぺりかん社、二〇〇七年、三五二〜三五三頁。初出二〇〇四年）参照。

真偽雖難決、先為悦者也。「(神木が南都に帰座するという巷

花園の喜びがうかがえる。「為悦」は、六月四日条注釈「付朝家殊為悦者也」参照。

説の)真偽はいずれとも決しがたいが、何はさておきとても喜ばしい」の意。神木帰座が実現に向かったことに対する、

〔廿八日、丁亥、〕天晴。今日、風氣之後、初沐浴。毎日拝并二間念誦、自今日〔×始之〕奉仕〔×始之〕之。

【訓読】

天晴る。今日、風氣の後、初めて沐浴す。毎日の拝并びに二間の念誦、今日よりこれを奉仕す。

【注釈】

風氣之後、初沐浴 「風氣」は、六月二十一日条注釈「御風氣」

参照。花園は六月十九日に小雑熱(腫物)ができ、二十一日には体調を崩していた。回復後も二十四日は沐浴を止められ

ている。「沐浴」については、四月九日条注釈参照。

毎日拝 正月一日条注釈参照。

二間 正月六日条注釈「是自去年七月毎日不闕。……」、正月十四日条注釈参照。

念誦 正月一日条注釈参照。

〔廿九日、戊子、〕天晴。未刻許、天陰雨降。纔雷鳴。申刻許、雨晴。節折・大祓等如先々。此間、久雨不降。仍可〔×神〕弘〔×神〕神泉苑云々。昨日、顕親申云、節折命婦、〔×申先〕緑・練・品之間、不レ可レ参云々。是自昔恒例祿也。所レ申尤不当〔×申〕之由、雖レ仰レ之、猶不レ可レ参之間、仍可レ申〔×同云々〕仙洞之由仰レ之。此事、昨日忘〔×忘〕所レ申也。仍今日記〔×忘〕之。然而今夜、命婦参無子細。内侍給祿之時、大腹立云々。

【訓読】

天晴る。未の刻ばかり、天陰り雨降る。纔かに雷鳴す。申の刻ばかり、雨晴る。節折・大祓等、先々の如し。この間、久しく雨降らず。よって神泉苑を弘ふべしと云々。

昨日、顕親申して云はく、節折の命婦、祿疎品の間、参るべからずと云々。これ昔より恒例の祿なり。申すところもつとも不当の由、これを仰すと雖も、なほ参るべからざる間、よつて仙洞に申すべき由これを仰す。この事、昨日申す所を忘るるなり。よつて今日これを記す。しかれども今夜、命婦の参、子細無し。内侍祿を給ふ時、大いに腹立すと云々。

【注釈】

未刻 午後一時〜三時。

申刻 午後三時〜五時。

節折 六月と十二月の晦日、天皇・中宮・東宮のためにおこなう祓の行事『建武』（御贖物）。六位藏人の沙汰によつておこなわれた『夕拝備急至要抄』上（六月卅日節折）。清涼殿の前庭において宮主が荒世・和世の篠竹で祓をおこない、節折の命婦が天皇の身長などを測り、その寸法に依じて篠竹を折る。

安江和宣「宮主の職掌に関する一考察」（『皇學館大学紀要』一八、一九八〇年）参照。

大祓 六月と十二月の晦日、親王以下の百官を朱雀門に参集させて罪・穢をはらう行事。参議と弁官の分担でおこなわれ、官外記がこれに奉仕した『夕拝備急至要抄』上（六月 大祓）。山本幸司『穢と大祓 増補版』（解放出版社、二〇〇九年。初刊一九九二年）参照。

此間、久雨不降。仍可弘神泉苑云々 「神泉苑」は、天皇の遊

興のために平安京の創建とともに大内裏の南隣に造営された園池。のちに祈雨霊場として尊崇され、中世には大内裏の太政官・神祇官・真言院とともに四箇所霊場と呼ばれた。

西田直二郎「神泉苑」（同『京都史蹟の研究』吉川弘文館、一九六一年。初出一九二六年）、野口晶子「消えた洛中寺院・大勧進長福寺」（京都造形芸術大学大学院芸術学研究科）二

〇〇一年度作品・論文集』二〇〇二年）参照。

本年は六月上旬から、ほぼ毎日晴天が続いたため、祈雨修法をおこなうべく神泉苑を掃除することになったものと考えられる。七月十一日に祈雨奉幣があり、翌十二日に神泉苑の掃除がおこなわれた『花園』同日条。

顕親

藤原顕親。二月三十日条・六月十二日条注釈参照。

節折命婦

節折に際して天皇の身体の寸法を測る役目の女性。「節折藏人」とも。多くは中臣氏の子女がつとめた。浅井虎夫著・所京子校訂『新訂女官通解』（講談社学術文庫、一九八五年。初刊一九〇六年）参照。

「命婦」は、四位・五位の無官の中級女官。四月二十五日条注釈「命婦・藏人等不参」参照。

節折命婦は、祓のちに祿を賜ることになっていた（『建武』（御贖物））。武（御贖物）。

疎品「御贖物」あるいは「庶品」の宛字か。「僉品」は、粗末な品物の意。

仙洞 伏見上皇。二月三日条注釈「院」、六月十二日条注釈「院同御幸云々」参照。

内侍 もとは尚侍・典侍・掌侍の総称であったが、平安中期以後は、もっぱら掌侍を指すようになった。正月七日条注釈参

照。腹立 腹を立てること。立腹。

(はなぞのてんのうにつきけんきゅうかい)